

令和2年度 第5回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和2年8月11日 開会

令和2年8月11日 閉会

みどり市教育委員会

令和２年度第５回みどり市定例教育委員会会議録

令和２年８月１１日（火曜日）

議事日程

令和２年８月１１日（火曜日）午後３時開議

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
 - 日程第 ２ 会期の決定
 - 日程第 ３ 教育長報告
 - 日程第 ４ 報告第 ７号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
 - 日程第 ５ 議案第２９号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和２年度 教育費一般会計補正予算（補正第３号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第２号））
 - 日程第 ６ 議案第３０号 令和２年度みどり市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 日程第 ７ 議案第３１号 令和２・３年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第 ８ 議案第３２号 令和３年度に使用する小・中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（５人）

教 育 長	石 井 逸 雄		
職務代理者	金 子 祐次郎	委 員	山 同 善 子
委 員	岩 野 ひろみ	委 員	石 戸 悦 史

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	星 野 和 弘	教育総務課長	金 高 吉 宏
学校教育課長	加 部 豊	社会教育課長	割 田 隆 久
文化財課長	藤 生 智 子	富弘美術館事務長	横 倉 智恵子
教育総務課長補佐	黒 澤 寿 一	教育総務課 新設校準備係	日 置 潤

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	正 田 一 仁	総 務 係 主 査	小 林 洋 行
----------	---------	-----------	---------

◎開会・開議

午後 3 時 0 5 分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和 2 年度第 5 回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番 5 番の石戸悦史委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第 2 会期の決定

○教育長 日程第 2、会期の決定ですけれども、令和 2 年 8 月 1 1 日、本日 1 日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日 1 日と決定いたします。

◎日程第 3 教育長報告

○教育長 日程第 3、教育長報告を議題といたします。

皆さんのお手元に 1 枚紙で教育長報告をつけさせていただきました。内容につきましては紙面を見てください。教育長に委任された事務の執行状況は、2 点ご報告をさせていただきたいところであります。

教育長報告事項、7 月 7 日から 8 月 7 日までのところについては紙面報告ということです。

○教育長 続きまして、教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告です。はじめに教育総務課から説明をさせます。皆さんのほうからご意見いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 最初に、みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会についてというレジュメをごらんください。

先月、教育委員会議におきまして、みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討審議会という形でのご報告をさせていただいた件でございまして、この審議会につきましては、市の附属機関というような位置づけをもって組織するということを前提にお伝えしました。

その後、市長及び市長部局との協議によりまして、附属機関として位置づけるためには、議会の承認が必要だということ。そのために 9 月議会に上程する必要があること。市長出席の 6 月の全員協議会では、この給食提供方式について、早急に専門家を含む第三者委員会を設置して方向性を決定していくという方針にそぐわないという結果となってしまうことから、附属機関の位置づけではなく、教

育委員会の私的諮問機関として位置づけるということとなりました。

なお、附属機関につきましては地方自治法の第138条の4第3項に附属機関の設定というきまりが設けてありまして、任意に附属機関を設置する場合は、条例で定めることを規定されております。この施設につきましては私的諮問機関ということになりますが、地方自治法の逐条解説におきまして、私的諮問機関として、用法等によって執行機関の補助職員以外の外部の委員、あるいは構成員として加わる委員会、協議会等を設置している例が少なくない。こうしたものは、機関としては区別して、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める場として設けられるものということで、この附属機関の地方自治法には抵触するものではないという解説があります。この私的諮問機関も正式な機関という位置づけができるということで、今回この私的諮問機関という形にさせていただきました。

資料を1枚めくっていただきたいと思います。

まず、概要でございますが、本年の8月から12月の予定で会議を開催したいと考えておりまして、内容につきましては、みどり市笠懸地区学校給食提供方式に関して必要な事項、意見交換を行い、その結果を教育委員会に報告するものです。構成員としては12名、人選についてはもう1枚めくっていただきますと、12名の方を今回候補者としてあげさせていただいております。

まず、1号委員としては、学識経験者ということで1番から8番までです。1番が桐生大学の管理栄養学の教授、2番が前橋工科大学の建築専門家、3番が学校給食関係コンサルタント、4番が群馬県学校給食会から学校給食の歴史等に詳しい事務局長、5番が群馬県栄養士会の関係から県の保健体育課の職員として巡回指導を行っていただいている方、6番が食材提供者の組合ということでJA組合長さん、7番が学校保健会からアレルギー科がある金子先生、8番が学校保健会の薬剤師としまして須永先生でございます。ここまでの1号委員、学識経験者の方々です。

それから、2号委員としまして、地域のご意見を各種団体からということで、区長会から第6区の橋場区長さん、民生児童委員、学校の給食費の無料化、低所得者の方、障がい者の方等の合理的配慮等の関係も踏まえて、笠懸の民児協の会長さんもいます。それから、みどり市のPTA連合会から、笠中の田村さん、校長会から笠小の吉田先生ということで、計12名の方を委員として選出をさせていただきました。すでに内諾をいただいているところでございます。

今後の予定は、第1回委員会を令和2年8月27日、木曜日、15時30分から予定させていただきます。委員委嘱状交付や委員長の選任から、みどり市の学校給食についての歩みですとか、現状、これらを第1回目で開催をさせていただきたいと思っています。

第2回目以降は9月から定期的に1回ずつ行いたいということで委員会を立ち上げたいと思っています。

○教育長 ありがとうございます。前回もお話をさせていただきました、みどり市笠懸地区学校給食のあり方について検討する委員会ということで、当初、審議会ということで前回お話をしましたが、今回については、検討委員会という形で設置をしていきたいという説明がありました。

委員については、別紙のとおり12名の方をお願いする予定で内諾を得ているということと、第1回会議について説明がありました。

この件に関して、皆さんからご質疑、あるいはご意見等あればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 第三者委員会で協議していく内容については、ある程度決めて話し合っていくということだったと思うのですが、みどり市笠懸地区学校給食提供方式に関し必要な事項となっています。必要な事項とはある程度絞られてきているのでしょうか。

○教育総務課長 目的は、学校給食提供方式の方向性を決めるということでございまして、そのために、会議は4回か5回程度開きたいという中で、最初に、みどり市の学校給食についてということで現状、課題、歩みの話をさせていただいて、みどり市の実情を分かっていたいただきたいと思っています。

第2回目としては、学校給食の基本的な考え方として、食育、地産地消、危機管理、食物アレルギー、災害対応の考え方や取組方法を話し合っていたくのと、自校方式とセンター方式の比較をしていただくということを考えています。

第3回目では、全体的な部分の概算費用等の面も必要になってきますので、概算費用との比較をさせていただいた中で、第4回目に総合的に判断をしていただくということで、項目立てはしているところです。それによって、全体的に笠懸地区の方向性を打ち出せればと考えています。

○教育長 視察等は。

○教育総務課長 第2回、第3回につきましては、会議をやっただけではなかなか分かっていただけない部分があると思いますので、給食センターで試食をしながら会議をもったり、できれば自校方式も食べていただきたいと思っていまして、第2回、第3回では視察も含めて委員さんに見ていただきながら、方向性の議論をしていただきたいと考えています。

○委員 今の話ですと、これまでの方向性についてこの場でやっている会議でも検討してきたのですが、概ねそれに沿った形で委員の皆さんに検討していただくということですか。

○教育総務課長 今までやってきた内容については、ご説明をさせていただきたいと思っています。ただ、現状どうだということでは、センター方式、自校方式、両方とも今のところは同じような立場で見ていただき、センター方式でまとまったから、その方向でということが大前提にあるということではありません。

○委員 必要な事項というのは、いろいろな見方、視点を1つずつひも解いて、こういう視点で見たら、2つの方式にどういう良さがあるのだろうということを十分検討していただいて、経済的な面もあるのでしょうし、建築家の先生方も加わるということで、つくるとすればこういうふうな方式というような結論になっていくのだと思います。

いずれにしても、そういう1つ1つの要素を十分、先生方から意見を返していただいて、それを総合的にまとめていただきたい。そんな場にしていただきたいと思っています。

○教育総務課長 考え方ですとか取組みにつきまして、献立、食育、地産地消ですとか、ある程度

項目を分けてご理解いただきたいと考えております。その部分については、なるべく多くのご意見をいただければと思っています。

○委員 センター方式もそうですし、自校方式もそうですし、我々も試食したり現場を見たりしてきたのですけれども、そういうところも含めて、この検討委員会で進めていっていただけたらと思います。

○教育総務課長 はい。

○委員 私たち保護者としても、安全安心なものということがキーワードになっていますし、これからは継続可能な事業として続けていけるといいので、持続可能だということもキーワードになるのかなと思います。

安全安心ということの中には、食育もありますし、アレルギーのこともあると思うのですけれども、そういうところを皆さん検証していただけるような形になるといいと思います。よろしくお願いします。

○教育総務課長 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 私のほうから少しつけ加えさせていただきたいと思います。

第三者委員会という形になりますと、当然、笠懸地区の関係する皆さんにもご意見を伺わなければならないだろうということで、皆さんも見ていただいたところの中に、笠懸地区の区長さん代表、民児協の代表、PTA連合会の代表、校長会の代表という形で入っていただきましたけれども、ウエイトとすると、第三者的な専門家の視点からしっかり意見をいただきたいということで、どちらかというところ7人の方を外部から第三者的な立場として入っていただくということでの人員配置とさせていただきました。

できるだけ客観的な視点から、私たちのほうでもこれまでたくさん検討してきましたけれども、どうもやはり教育委員会はセンターありきという方式でやってきたのではないかというご指摘も強くいただいております。先ほど、金子さんや山同さんからあったのですが、視点をしっかり決めて、それぞれの視点について、専門家の皆さんからご意見をいただき評価をいただくことを積み重ねていかないとなかなか難しいだろうと思っています。

そんな意味では、山同委員さんと金子委員さんについては、イメージしていただけると思うのですが、学区を設定するにあたって、地区在住者の皆さんに評価基準表をつくって採点していただいたということがあったと思うのですが、あれに近いようなイメージで、何を検討していただくのか、検討していただく項目についてはどういう基準でどう評価するのかというところをしっかりと作り込んだ形で提案をしていただいて、皆さんが客観的に評価できるという形も取り入れていく必要があるだろうということで指示をしております。

もう少し準備が進んできた段階で、皆さんにもお示しをしてご意見等をいただいたり、それから当

然ここにでていらっしゃる委員の皆さんにもこれで客観的に評価できるかどうかということについても伺いをして、項目等を修正し、しっかりと評価をしていくという形をとっていく方式になるだろうということで準備を進めさせていただいています。

もう1点、議会のほうにも委員会を設置しますということで報告し、また、このあと、常任委員会でも具体的な委員さんを報告しました。その中で議会のほうから、「これは傍聴できるのですか」という質問がございまして、「できます」と回答してありますので、これについては公開で行うということになります。そんな関係があるものですから、皆さんにも必要があれば傍聴していただくことも可能であることを事前にご承知おきいただきたいと思います。

会が進むごとに、しっかりと皆さんにもお話をさせていただくことになると思うのですが、まだ項目について、第1回の会議に向けた資料づくりをさせておりますので、本来であればこの段階で、委員会の会議内容の柱はこうなるというところをお示しできれば良かったのですが、委員さん方をお願いするのにだいぶ時間がかかりまして、きょうはそこまでになっていなかったというところがあります。

いずれにしても、議会からもしっかりと検討してくださいという形での指摘もいただいていた、附帯決議等もいただいている内容と直結する部分でありますので、丁寧かつ慎重に審議をしていただいて、教育委員会のほうに報告をいただく。そのいただいた報告を教育委員会とすると受けて、教育委員会としての判断をさせていただく。そして、今度はそこに市長にも入っていただいた総合教育会議をもちまして、最終的な笠懸地区の学校給食提供方式についての考え方を調整して、最終的な方向を決めていくという流れになると思っていますので、あらかじめご承知おきいただけたらと思います。

補足をさせていただきましたが、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

○委員 総務文教常任委員会協議会、全員協議会で最終段階で結論としてでいくのだろうと思うのですが、できるだけ途中の経過のようなもの、何回か委員会をもつわけですから、こんな形で進んでいるということを披露できる場があれば、なるべくまめにしていっていただけたらと思います。

8月から第1回が始まって、議会への報告が1月ということになりますと、やはりかなり期間があり、何をやっているのだろうという見方もされやすいので、議会の様子が伝わるようなことを考えていただけたらと思います。

○教育総務課長 その点につきましては、議会への中間報告も行っていきたいと思っていますし、教育委員会でも随時報告ができる部分については報告していきたいと思っています。

○委員 教育委員会でも、中間報告をしていただくということでお願いします。

○教育総務課長 はい。

○教育長 今、職務代理者のほうからもありましたけれども、これについては公開でやっていきますから、話し合われた内容を教育委員会でもこういう形で話し合いがされましたということについてしっかりとした報告がその都度できるようになると思います。

その分、こちら側とすると、会議をもつための段取りという部分の中で、片寄った準備であるとい

うことがないようしっかりやっていきたいと思います。

できればこういう柱でこんな形でやりたいと思うけれども、いかがかというところを教育委員さん方にもお諮りできるような段取りで進められればいいと教育長として思うのですが、進み具合をみて、時間的に間に合えば、臨時で集まっていただいて、少し皆さんのご意見等もいただくという時間を設定させていただくようになるかもしれません。

いずれにしても、大変大事な委員会になりますので、こちら側もしっかりと対応していきたいと思っています。

この件に関して、ほかに質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 続きまして、もう1つの執行状況の報告について、これもまた教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 別紙の笠懸西小学校（仮称）の開校準備の進捗状況について、担当より説明させていただきますので、お聞きいただければと思います。

○教育総務課長補佐 教育総務課、黒澤でございます。よろしくお願いいたします。

笠懸西小学校（仮称）の開校準備の進捗状況につきまして、ご説明申し上げます。大きく通学路について、学区ということで、2点ご説明いたします。

まず、通学路について、ご説明いたします。別紙といたしまして、A3版で別紙1から別紙3までお手元にお配りしましたので、そちらを合わせてごらんいただければと思います。

別紙1をごらんください。

こちらが、笠懸西小学校（仮称）の校区全体の通学路になります。笠懸西小学校（仮称）は学区が8区、9区、10区からなっております。校区全体の状況でございますが、緑の道路は8区の子供たちが今現在使っている通学路です。それから、9区の子供たちが使っている道路がやや濃い黄色の道路になります。それから、10区の子供たちが使っている道路が上のほうの黄色の道路になります。それから、赤の道路につきましては、新設校の開校に伴いまして新たに指定を予定しております通学路でございます。

それから、今後の道路の建設予定であります。新設小学校の南側に前橋笠懸道路の建設が予定されております。これは、今現在の国道50号のバイパスというような形で、いつ開通するかは明らかではありませんが、今後建設が予定されております。それに伴いまして、新設小学校の目の前、南側から現在の国道50号に向けて、みどり市の都市計画道路も計画段階ではありますが、予定されております。

それから、6区のほうから南から北に向かいまして、ややピンクの濃い道路がございます。これが世良田バイパス県道でございます。こちらにつきましては、令和4年開校の頃には前橋笠懸道路の予

定されているあたりまで開通が見込まれております。そんな将来的な状況も合わせてご確認いただければと思います。

続きまして、もう少し細かいところでご説明いたします。

別紙2をごらんください。

こちらは、主に8区と10区の子供たちの通学路であります。色別にお示しいたしましたが、これは令和4年度時点での子供たちの学年別の分布になります。こういったところに子供たちがいるということをご確認ください。先ほど申しましたように、既存の通学路を使いながら8区、10区の子供たちは、新設校に通うことになります。

今後の見通しでございますが、学校の地図で申し上げますと、すぐ上、北側になりますが、赤い点線の道路がございます。ここは今、工事をしております、歩道の整備を進めております。この市道1078号線という道路になりますが、こちらの歩道が開校する令和4年までに整備されれば、ここも通学路として利用するというを視野にいれながら進めております。子供たちが学校の北側あるいは10区の子供たちは西のほうから下ってまいりますので、そちらから学校に向かうということでご確認いただければと思います。8区、10区につきましては以上でございます。

続きまして、別紙3をごらんください。

9区の子供たちの通学路になります。9区の子供たちは、地図でもお分かりいただけますように、学校に向かう子供たちの動きが大きく変わることになります。そこで、矢印でお示ししましたような形が9区の子供たちの大まかな動線ということになります。9区の南の子供たちにとっては、国道50号を横断する形になります。

現在は、国道50号の北側から南側に向かって50号を横断しておりますが、それにつきましては、笠懸小学校の目の前にあります大きな歩道橋をほとんどの子供たちが使っております。それに対して、新しい通学路につきましては、笠懸小学校の歩道橋を使うということではなく、国道50号の信号機のところ、通常の交差点を横断する形になります。地図上で申し上げますと、3つの信号を渡るることになります。右側のほうから、1、2、3と国道50号の上にしるしをつけさせていただきました。1番が、前鹿田という信号です。佐川急便の営業所がある信号になります。その下の2番は、居酒屋いっちょうがあったり、反対側にコンビニエンスストアが新しくオープンしておりますが、そのローソンのところの信号でございます。それから、3番は、杉菜原の信号でありまして、世良田バイパスと交わる非常に大きな交差点になります。この3か所を子供たちが分散して渡るような形を通学路として考えております。渡り終えたあと、子供たちが矢印に沿って歩くことになりまして、その中で学校に行く手前で1つの道に子供たちがまとまって、そこに集中してくるような形になります。そういったことで、9区の子供たちの通学路を今現在考えております。

そうした中で、今、桐生警察署と連携しながら、交通規制に関する安全確保の作業を進めております。その点について、引き続きご説明いたします。

今、ごらんいただいております別紙3におきまして、矢印が集中してきております青いマーカーが

塗ってある部分につきましては、可能であれば朝7時半から8時半まで、子供たちの登校時間帯に合わせまして、スクールゾーンという形で規制をさせていただくことを検討しております。スクールゾーンになりますと、原則として、そこにお住まいの方たちを除いては、車両の通行ができなくなります。そこにお住まいの方たちには通行許可書が発行されますので、車に全く乗れないということにはなりません。そういったことを今検討しております。

それから、笠懸西小学校（仮称）の東側、やや北側も含めますが、西側の市道につきましては、紫のマーカーが塗ってあるところでありますが、現在、速度規制等がこの市道にはございません。そこで、学校周辺の生活ゾーンということで、この辺一帯をゾーン30ということで、30キロの速度制限をかけさせていただけないかということで検討しております。その2点でございます。

これらにつきましては、地元の方の生活に直結する部分でございますので、地域の方々のご理解がいただけませんと、なかなか先に進めない状況がございます。そこで、9月25日に9区の皆様を対象に説明会を設けまして、そこで桐生警察の方にも来ていただいた上で説明をしていきます。さらに、規制をかけるだけではなく、今後こういった道路ができるので、それまでの間なんとかお許しをいただけないかということで、合わせて説明をいたしますので、市の中の教育委員会以外の建設課、都市計画課等の市長部局とも連携いたしまして、道路全体の説明を9区の皆さんにしていきたいと思っております。

以上が、9区の通学路に関する現在の報告でございます。

○教育長 ありがとうございます。今、通学路を検討しているのですが、笠懸小学校保護者の皆さん、地元の区長の皆さん、地区在住者の皆さん等にもお話をしつつ、ここまで絞ってきて、これを最終的にこのあと説明をしたり理解いただいたりという形で、決定をしていきたいという形での現段階の案ということで、まずこういうことで進んでいるということをご承知おきいただきたいということです。

ここまでで、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 こういう状況で今進めてきて、今後も地区代表者会議、さらには笠懸小学校の保護者の皆さんにもお集まりいただいて説明をして理解を求めていくし、そこでまたご意見等もでてくるでしょうから、それらを踏まえてまた方向を考えていきますので、教育委員会議のほうにもそのあたりも含めた状況報告ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 続いて、（2）の説明をお願いします。

○教育総務課新設校準備係 学区についてになりますが、まず笠懸西小学校（仮称）の学区が決定してきた経緯について、分かりやすい学区ということと行政区を割らないということを前提とした学区

ということで決まってきた経緯がございます。

地域コミュニティを大切にするという視点から決まったわけなのですが、その結果、9区と10区と8区の西側については、笠懸西小学校区になりますので、原則としては、学区内の子供たちは皆、笠懸西小学校（仮称）に通っていただきたいというのがあるのですが、別紙4をごらんいただければと思います。

4つの案があるのですが、地図を見ていただくとお分りのように笠懸西小（仮称）と笠懸小が非常に近い位置にありまして、また、9区と7区の境目がちょうど笠懸小の西側に接しています。

これについては、笠懸小の目の前の近いところの子供について、配慮していく必要があるのだろうと考えております。そこで、笠懸小学校PTA代表の方々、該当の8区、9区、10区の方々にご意見をお伺いしたところ、まず配慮する対象については笠懸小にごく近い部分でいいのではないかとということと、近いとはいっても50号の北側については、笠懸西小（仮称）に通ってもらうのでいいのではないかとのお話をいただきました。

そこで、我々がA案とB案をつくり、区長さんに提案させていただきました。A案については自宅から笠懸小までの直線距離が、自宅から笠懸西小（仮称）までの直線距離の2分の1以下。分かりにくいのですが、自宅から笠懸小のほうが距離が半分以下という範囲については、それぞれ申請する方によっては測り方によっても範囲は変わってくるかと思うのですが、このA案のメリットとしては、目の前で笠懸小までの距離、笠懸西小（仮称）までの距離をお測りしますので、許可されるかされないかが非常にはっきりする公平性の高い案と考えます。

ただし、2分の1というのが非常に分かりにくくて、実際に住んでいる方からすると、どこからが境界なのか分からないというデメリットもあります。

B案については、笠懸小学校の西門から300メートル以内については、笠懸小に通ってもいいという特例の範囲になります。これについては、距離がはっきりしていますので、特例の範囲が明確ということが1番のメリットかと思いますが、こちらもA案と同様に、住んでいる方の感覚としては、どこからが300メートルなのかということが少し分かりにくいということもあります。

このA案とB案を区長さんにお話したところ、境界が分かりにくいので、道で区切った案もつくったほうがいいのではないかとのご意見をいただきましたので、C案についてA案の範囲をもとに1番近い道を境界として考えました。C案をごらんいただきますと、黄色の範囲になります。対象人数、約20人ということになります。

D案は、300メートルというB案をもとに作成したのですが、B案の範囲を全ていれようとすると少し範囲が広くなりまして、C案と比べると少し広がっております。対象人数は約30人ということになっております。

このA案からD案を先日行いました第1回地区代表者会議でご意見をお伺いしたところなのですが、4つの案を示した中で共通することは50号の南側への配慮、笠懸小に非常に近いところの子供たちへの配慮ということで考えています。

今後も、第2回以降の地区代表者会議等でご意見を伺いながら、この4つの案から決めるかどうかまだ分かりませんが、意見をお聞きした中で教育委員会として決定していければいいと考えております。

○教育長 ありがとうございます。ごく近いところの子供たちについては、希望によっては笠懸小に通わせてもいいのではないかと配慮が必要だろうということでもありますし、これまで進めてきた中でも、近い笠懸小を見ながら遠くの学校に行く子供たちについては配慮してほしいという話が随分前からでておりましたので、これを配慮する方式として、客観的に分かりやすい方式はないかということで担当が確認したところ、多くのところでは、自宅から新しい学校と古い学校に行くところの距離が2倍以上を基点とする方式をとっているところが多いということからA案ができて、A案だと分かりにくいので道路で区切ったのがC案。B案は、笠懸小学校の西門から300メートルで区切ったのですが、円は地図上では見えるけれども、住んでいるところでは見えないということから、道路区画で分けるとどうなるかということで考えたのがD案。

この4つの案をもとに地区代表者会議の中でも話をされています。次回はいつですか。

○教育総務課長補佐 次回の地区代表者会議が10月30日にございますので、そこでもご意見いただきます。

○教育長 保護者説明は、いつですか。

○教育総務課長補佐 保護者説明は8月21日になります。

○教育長 こういう案で考えているということを保護者説明会でも説明をするということを考えています。皆さんにもご承知おきをいただいて、今の段階でご意見があればお伺いします。話が進んでいく中で報告をし、皆さんの了解を得た上で教育委員会として方向を決定していく部分がございますから、今こういう案であるということをご了解いただければ、このまま会議にかけていきたいという提案でございますが、いかがでしょうか。

○委員 A案、B案は西門からの距離ということになりますが、確かにこれだと実際に子供たちが歩いていく道がどうか分からないので、そういった意味ではA案はC案、B案はD案が非常に分かりやすいと思います。

現在、見込人数としてはA案とC案については同じなのですが、いずれにしても、現在は多くても、人数というのはその時によってばらつきがあるので、なるべく分かりやすい形を基点にして、皆さんの意見を聞いて決めていくといいと思います。C案は非常にいい提案になると思います。地区の皆さんと保護者の意見も聞いていただいて、決めていけるといいと思います。

○委員 学校区の境目の方は、私は遠くても新設校に行きたいですというお話があれば、それはそれでいいのでしょうか。

○教育総務課長補佐 基本的には、新設校に行っていただくというのが基本でございますので、対象範囲になった場合は申請すれば笠懸小に行くこともできるという扱いでございます。

○委員 そうということなので、住んでいる方が1番よく分かっているというところがあるでしょうか

ら、この案をだして、皆さんに協議していただくのがいいのかなと思います。

○教育長 ほかに、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 そうすれば、今のような意見がでたということで捉えておいていただいて、このあと、地区代表者会議、保護者説明会等で意見を集約したものを、また適宜、進捗状況ということで報告をいただいて、教育委員さん方の意見等も聞きながら進めていくということで、開校に向けた準備を進めていただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。



◎日程第4 報告第7号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第7号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 10番の高橋さんですが、笠懸北小学校と大間々北小学校、兼務ということでしょうか。

○教育総務課長 はい。兼務をさせていただいている方です。

○委員 けっこうこういうのは多いのですか。

○学校教育課長 今年度から2校に3名の方を。

○教育長 1人1人がいて、2校掛け持ちの人が1人いるということです。

○委員 1.5人ということですか。

○学校教育課長 はい。

○教育長 今まで2人いたのですが、1.5人に削減した関係で、2校掛け持ちの人が1人います。

○委員 削減したということですか。

○学校教育課長 はい。

○教育長 業務はたくさんあるのですが、どうしても経費を節減するという中において、1人では難

しいので、何かの時には3人集まって協力してやってもらえよという形での、1校に1人だとそれ以上ふえませんが、1.5人だと場合によって2になったり、3になったりというやり方も先々考えられるということで、業務を少し円滑に進めることと、人件費を多少でも圧縮したいというところでの配置です。

○委員 期間終了年月日が11月30日と3月31日がありますが、これは必要な期間を任用することなのでしょうか。

○教育総務課長 11月30日までの発掘調査業務ということで期間を決めているものと、通常全般の業務につきましては半年間までというきまりがありますので、その差でございます。

○委員 通常1年の場合でも、半年間で一旦区切っているという形ですね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 今回、埋蔵文化財の調査については、新設校の開校準備前の調査ということで、期限を決めた形での任用ということですので、任用期間が11月30日で切つてあるということです。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第7号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。

◎日程第5 議案第29号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第2号））

○教育長 続きまして、日程第5、議案第29号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第2号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

〔学校教育課長 提案説明〕

〔社会教育課長 提案説明〕

〔文化財課長 提案説明〕

〔富弘美術館事務長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 4ページのNO.1は小学校なので、児童数となっているのですが、次のNO.2は中学校なので、ここの児童数を生徒数に変えたほうが良いと思います。

また、14ページ、NO.4のカフェ販売収入のところ、今回の補正額と補正理由のところの金

額が合わないのですが、どちらが正しいのでしょうか。

○富弘美術館事務長 150万円が正しいです。1が抜けてしまって、申しわけありませんでした。

○教育長 私たちも見落としていました。1が抜けてしまったということですね。申しわけありませんでした。

児童と生徒については、学校教育課からお願いします。

○学校教育課長 NO. 2は中学校ですので、生徒の間違いです。申しわけありませんでした。

○教育長 ここは、生徒に直すということをお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

○委員 3ページのNO. 6の説明の中にあったアレルギー食の搬送用トラックとは、アレルギー食だけを届ける学校へのトラックということですか。

○教育総務課長 笠懸地区については、搬送経路を考えて、アレルギー食のために軽トラックを1台購入させていただきたいと思っております。大間々、東については配送用のトラックがありますので、それに乗せて配送しようと思えます。

○教育長 ここは減額と増額があって、トータルとすると減額になっております。

○委員 1ページのNO. 9、工作物移転補償費を納入するということですが、これは補助金ですか。

○教育総務課長 補償金です。

○委員 これは、どこからでているのですか。

○教育総務課長 県からの補償金です。

○委員 それが、次の2ページのNO. 3のところで、笠懸東小学校案内看板移設工事で支出されるということですね。

○教育総務課長 はい。

○委員 2ページのNO. 3とNO. 4の改修事業の費用の中に網戸取付け工事というものがいくつもあるのですけれども、どういう理由ですか。

○教育総務課長 今回、コロナウイルス対策の関係で、それぞれの学校で必要なものについての補助金として国から交付されます。それぞれの学校がどんなものかいいかと考えたところ、網戸工事が必要だという学校が2件あったということで、教育総務で担当するということです。

○委員 衛生上で虫が入ってくることを防ぐためということで、網戸があると便利だということで、今回その費用をあてるということですね。

○教育総務課長 はい。

○学校教育課長 それ以外の学校につきましては、修繕費のほうで網戸が入っております。

○委員 コロナと関係ないのですか。

○学校教育課長 コロナの関係です。換気をする必要性があります。

○教育長 これについては、交付金があてられるので、この場合に該当するということで、今回一挙に学校も網戸の整備がされていないところは整備して、換気が十分できて、虫が入ってこない環境に

しましょうという形であったので、一挙に全部の工事をしたということです。

○委員 換気するためには、網戸は必要ですね。

○学校教育課長 そうですね。

○教育長 この辺も、各学校で課題を抱えていたのですが、なかなか修繕費が捻出できなかったもので、今回、交付金対象になるため、一挙に各学校の環境を整えたいということで、予算付けしていただいたということです。

○委員 予算とは関係ない話になりますが、公民館やこういうところにもそういう意味では網戸があるといいですね。

○教育長 そこは、対象になるのでしょうか。

○学校教育課長 それはならないと思います。学校に限っての交付です。

○委員 8ページのNO. 18のところで、補助内容の見直しを行い減額するものとなっていますが、内容的にはどのようなものでしょうか。

○教育長 運営費と施設改修費、それぞれで説明をお願いします。

○学校教育課長 運営費につきましては、教育振興費補助金といたしまして、今まで園児に1,000円掛ける12か月分がでておりました。それを10%削減させていただいて、900円掛ける12か月という形になっております。

また、運営費補助金につきましては、5万円を減額させていただいております。

○委員 会計年度の経費節減ということですか。

○学校教育課長 はい。それと、先ほどお話ししました幼児教育の保育の無償化で2園が保育料の値上げをいたしまして、その理由が同じような幼児教育の振興のため、または運営に必要な費用等という形で値上げをしていることから、こちらが補助しているものとだぶっているので、その辺も含めて少し減額をさせていただいたという形です。

○教育長 運営費の削った主な項目は、研修費ですか。

○学校教育課長 はい。職員研修費補助金もです。そちらは、職員数掛ける1万円をだしていたものを9,000円という形に減額しました。その3つの補助金を見直させていただきました。

○教育長 それぞれの園が今回、保育料の無償化に伴って改訂していくという部分の中の項目に、市として補助していた項目をそこで重ねてあげている部分があるものですから、市のほうは少し圧縮をさせていただくということで相談して、このような結果になったということです。園とすれば、金額的には市がもつか、国からくるかというところであります。

そのほか、いかがでしょうか。

[少し間あり]

○教育長 私のほうから1点確認ですけれども、学校教育のところの中で、小学校にはないのですが中学校のほうはバス借上料を今回どの学校も増額補正という形をとっておりますが、小学校は必要なのかということについて、理由を説明していただけますか。

○学校教育課長 中学校のほうの増額をしておりますのは、先ほどお話をさせていただいたように、修学旅行の関係ですが、東京を通らずに小田原に行くまでのバス借上料等を増額補正しています。

中には、大間々東中学校は、京都へそのままバスで行くという形をとるのですが、その場合、新幹線を使いませんので、増額分が少なくなっております。

それに対して、小学校に関しましては、方面の検討を考えております。今まで鎌倉に行っていたものを、長野または日光方面という形になりますので、増額にならないという関係で補正のほうはしておりません。

○委員 基本、修学旅行には行こうとしているのですか。

○教育長 極力、行ける方向で検討しましょうということで、各学校でやってもらっていますが、新聞等であったように、大きい市では8月の終わりから9月頃に行く予定であった高崎市等については全然目処がたたないで中止ですが、みどり市では10月から12月で組んでいます。

○学校教育課長 中学校は9月最終週から始まります。あと1か月ちょっとあります。

○教育長 ぎりぎり探っているという状況ですけれども、もう少し深いところで判断をしていかなければなりません。そうなってくると、とった予算も使うか、使わないかというところについては、また変更がでてくるということになります。

ほかに、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第5、議案第29号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第2号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第6 議案第30号 令和2年度みどり市教育支援委員会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第6、議案第30号、令和2年度みどり市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 この委員会につきましては、先ほど課長が目的を話しましたが、就学に関すること、継続的な教育支援に関すること等について審議しているのですが、3回に分けて行っています。

通級指導の関係の子供たちの審議、在校生の審議、新入学児童生徒に対する審議ということで、3つに分けて審議をしておりますが、このあと、8月末に第1回という意味では通級指導があり、そのあと、在校生、そして最後に入学時検診が終わった段階で、新入学児童生徒に関しての委員会を開きます。

この委員会については、委員会の時期だけでは判定できないところがございますので、保護者から要望があったり、学校からあがってきた場合については、持ち回り審議等で随時審議をして子供たちに適切な支援ができるような体制を整えていくということで行っている委員会になります。

〔少し間あり〕

○教育長 新となっている人たちは、今年度、新しく校長となった方、あるいは他市から入ってきて校長として着任したのが新任、それ以外の校長先生は再任となっています。きぼうの家の服部先生、渡良瀬特別支援学校の植木先生、竹内校長先生についても再任ということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第30号、令和2年度みどり市教育支援委員会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第7 議案第31号 令和2・3年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第7、議案第31号、令和2・3年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第31号、令和2・3年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第8 議案第32号 令和3年度に使用する小・中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて

○教育長 続きまして、日程第8、議案第32号、令和3年度に使用する小・中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについてを議題といたします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第32号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

審 議 〔非公開により未記載〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第8、議案第32号、令和3年度に使用する小・中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

なお、採択されたことについては、9月1日に公開ということでございますので、それまでの間、引き続き非公開ということで扱わせていただくことで、よろしくお願いいたします。

◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議事を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時11分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 石 戸 悦 史